

収 入
印 紙

選挙運動用自動車の一般運送契約書（ハイヤー方式）

大崎上島町議会議員選挙候補者.....（以下「甲」という。）と

.....（以下「乙」という。）は、選挙運動用

自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 内 容	公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の一般運送契約
2 台 数	台
3 車種及び 登録番号	
4 契約期間	令和3年3月 日から令和3年3月 日まで（ 日間） ※投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
5 契約金額	金 円（消費税を含む） （内訳：1日あたり単価 円× 日間）
6 請求及び 支 払	この契約に基づく契約金額については、乙は、大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき大崎上島町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。 なお、大崎上島町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は大崎上島町長には請求できない。
7 そ の 他	

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が記名、捺印し、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 大崎上島町議会議員選挙候補者

住 所 豊田郡大崎上島町.....

氏 名 印

乙 住 所

氏 名 印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

大崎上島町議会議員選挙候補者.....（以下「甲」という。）と

.....（以下「乙」という。）は、車両の賃貸

借について、次のとおり契約を締結する。

1 内 容	公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の賃貸借契約
2 台 数	台
3 車種及び 登録番号	
4 契約期間	令和3年3月 日から令和3年3月 日まで（ 日間） ※投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする
5 契約金額	金 円（消費税を含む） （内訳：1日あたり単価 円× 日間）
6 請求及び 支 払	この契約に基づく契約金額については、乙は、大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき大崎上島町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。 なお、大崎上島町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は大崎上島町長には請求できない。
7 その他	

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が記名、捺印し、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 大崎上島町議会議員選挙候補者

住 所 豊田郡大崎上島町.....

氏 名 印

乙 住 所

氏 名 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

大崎上島町議会議員選挙候補者..... (以下「甲」という。) と

..... (以下「乙」という。) は、選挙運動用

自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 内 容	公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給
2 契約期間	令和3年3月 日から令和3年3月 日まで (日間) ※投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする
3 供給場所	所在地 名 称
4 金 額	1ℓ当たり単価 円 (消費税を含む) とし、期間中の供給総量に単価を乗じた額とする。
5 請求及び支払	この契約に基づく契約金額については、乙は、大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき大崎上島町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。 なお、大崎上島町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は大崎上島町長には請求できない。
6 その他	

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が記名、捺印し、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 大崎上島町議会議員選挙候補者

住 所 豊田郡大崎上島町.....

氏 名 印

乙 住 所

氏 名 印

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

大崎上島町議会議員選挙候補者.....（以下「甲」という。）と

.....（以下「乙」という。）は、選挙運動用

自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

1 内 容	公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の運転業務
2 契約期間	令和3年3月 日から令和3年3月 日まで（5日間）
3 契約金額	円（1日あたり 円×5日間）
4 請求及び 支 払	この契約に基づく契約金額については、乙は、大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき大崎上島町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。 なお、大崎上島町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は大崎上島町長には請求できない。
5 その他	

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が記名、捺印し、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 大崎上島町議会議員選挙候補者

住 所 豊田郡大崎上島町.....

氏 名 印

乙 住 所

名 称

氏 名 印

収 入
印 紙

選 挙 運 動 用 ビ ラ 作 成 契 約 書

大崎上島町議会議員選挙候補者..... (以下「甲」という。)

..... (以下「乙」という。)

は、選挙運動用
ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 内 容	公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラの作成
2 数 量	枚
3 契約金額	円 (消費税を含む) (1枚あたり単価 円 銭× 枚)
4 納入期限	令和 年 月 日
5 請求及び 支 払	この契約に基づく契約金額については、乙は、大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき大崎上島町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。 なお、大崎上島町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は大崎上島町長には請求できない。
6 その他	

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が記名、捺印し、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 大崎上島町議会議員選挙候補者

住 所 豊田郡大崎上島町.....

氏 名 印

乙 住 所

氏 名 印

収 入
印 紙

選挙運動用ポスター作成契約書

大崎上島町議会議員選挙候補者..... (以下「甲」という。)

..... (以下「乙」という。)

は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 内 容	公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成
2 数 量	枚
3 契約金額	円 (消費税を含む) (1枚あたり単価 円 銭× 枚)
4 納入期限	令和 年 月 日
5 請求及び 支 払	この契約に基づく契約金額については、乙は、大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき大崎上島町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。 なお、大崎上島町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は大崎上島町長には請求できない。
6 その他	

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が記名、捺印し、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 大崎上島町議会議員選挙候補者

住 所 豊田郡大崎上島町.....

氏 名 印

乙 住 所

氏 名 印